

上海協力機構の国際法上の意義

Shanghai Cooperation Organization (SCO) and Int'l Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

目次

- 【Ⅰ】 成立経緯とその活動概況
- 【Ⅱ】 国際機構としての構造
- 【Ⅲ】 上海協力機構憲章の邦訳（私訳）
- 【Ⅳ】 結 語
- 《References》
- 【参考資料Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

【Ⅰ】 成立経緯とその活動概況

1996年4月、上海に中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの5カ国首脳が集まった。当時、ロシアやカザフスタンでは軍事費による財政圧迫を軽減するため国境地帯をはじめとして兵力削減を図る必要に迫られていた。又、中国にとっても、ウイグル族の分離独立運動への在外ウイグル人からの支援防止のため周辺国との緊張緩和を図る必要があった。こうした事情の下で、この上海会合では、各国国境地帯での敵対的行動の禁止、軍事演習の頻度・規模の制限などを主眼とした“国境地帯における軍事分野での信頼強化に関する協定”⁽¹⁾が締結された。その後、毎年1回、持ち回りによる首脳会議が定例化し、国防相、治安担当相などの会議も行なわれ、安全保障及び治安面での協力強化を目指してきた。これら5カ国の会合は当初“上海ファイブ”と呼ばれたが、2000年の会合でウズベキスタンがオブザーバーとして加わり、“上海フォーラム”と改称された。⁽²⁾翌2001年6月14日にウズベキスタンが正式加入を認められ、6カ国で構成されるこの組織は“上海協力機構 Shanghai Cooperation Organization : SCO”という地域機構として国際法主体たる地位 — 少なくとも権利能力 — を取得した。この地域機構の中国語表記は“上海合作組織”であり、ロシア語表記では“Шанхайская организация сотрудничества”となる。

2002年6月、ペテルブルクで開催された第2回首脳会議では、加盟6カ国首脳が“上海協力機構憲章”⁽³⁾に署名し、事務局を北京に、地域反テロ機構総本部をキルギスに設置することを決めた。この時点でこの組織は国際法上

の主体として行為能力をも取得したと解される。即ち、国際法主体として権利能力及び行為能力を取得し、国連憲章上の国際機構として完成した。この地域機構の設立趣旨は、①参加国の相互善隣友好の強化 ②参加国間での政治・経済・科学技術などの分野での効果的な協力関係の奨励 ③地域の平和と安全及び安定の維持のための共同対処 ④民主的で公正且つ合理的な国際政治経済秩序の構築 以上の4点である。

ここで、上海協力機構の活動を、その前身たる“上海ファイブ”の時代を含めて、時系列で紹介しておく。

- 1 1996.4.26・・・中国、ロシア、及び中国と国境を接するカザフスタン、キルギス、タジキスタンの5カ国が上海で会合し（第1回）、アジア最初の国境地帯の軍事分野での信頼醸成措置協定に署名。同協定は相互武力不行使を誓約している。これが“上海ファイブ”の発足になる。
- 2 1997.4.24・・・ロシアのエリツィン Boris N, Yeltsin (1931.2.1～) 大統領、中国の江沢民 Jiang Zeming (1926.8.17～) 国家主席など5カ国首脳がクレムリンで会合し（第2回）、“国境兵力削減協定”に署名。
- 3 1998.7.3・・・5カ国首脳会議（第3回）がカザフスタンのアルマトイで開催され、中央アジアの非核化構想を評価する共同声明を発表し、同構想具体化のための専門家会議の開催を約束。キルギスのアカエフ Askar A. Akayev (1944.11.10～) 大統領は当該専門家会議を年内に首都ビシュケクで開催したいとの意向を表明。
- 4 1998.7.4・・・江沢民国家主席がアルマトイでカザフスタンのナザルバエフ Nursultan A. Nazarbayev

- (1940.7.6～)大統領と会談し、両国国境最終画定協定に署名。
- 5 1999.8.13・・・江沢民国家主席が視察先の大連でタジキスタンのラフモノフ Emomali S. Rakhmonov (1952.10.5～)大統領と会談し、会談後に国境協定や共同声明など4文書に署名。
 - 6 1999.8.24・・・キルギスのビシュケクを訪問した江沢民中国国家主席がナザルバエフ・カザフスタン大統領と会談し、唯一の超大国アメリカの世界支配に反対していくことで意見が一致した。
 - 7 1999.8.25・・・5カ国首脳会議(第4回)がキルギスの首都ビシュケクで開かれ、民族分裂やイスラム原理主義に反対し国境を越えた犯罪への共同対処を訴えた宣言を採択。
 - 8 2000.8・・・5カ国首脳会議(第5回)がタジキスタンのドウシャンベで開催され、ウズベキスタンのカリモフ Islam A. Karimov (1938.1.30～)大統領がオブザーバーとして参加。外交・経済・軍事などの協力を強化し、反テロ演習の実施などをうたった宣言を発表。“上海ファイブ”は“上海フォーラム”と改称された。
 - 9 2001.4・・・5カ国外相会談でウズベキスタンの“上海ファイブ”への加入が基本的に承認された。
 - 10 2001.6.14・・・“上海ファイブ”が6カ国首脳会議(第6回)として上海で開催され、ウズベキスタンが“上海ファイブ”に正式加入。翌15日、中国の提唱に基づき、“上海ファイブ”は国連憲章上の地域機構としての上海協力機構SCOの創設を宣言し、SCO第1回首脳会議としてアメリカのミサイル防衛構想に反対する姿勢を示した。
 - 11 2002.6.7・・・SCO第2回首脳会議がサンクトペテルブルクで開かれ、インド・パキスタン情勢の緊張緩和のため両国に政治対話再開を呼びかける政治宣言を採択し、上海協力機構SCOの原則や構成を定めた同機構憲章⁽⁴⁾と地域反テロ機構設立協定に署名した。又、この会議は、中央アジア非核化地帯構想を支持し、包括的核実験禁止条約CTBTの署名・批准を呼びかけ、宇宙の軍事利用禁止を呼びかけることで合意した。
 - 12 2003.5.27・・・SCO第3回首脳会議がモスクワで開催され、胡錦濤 Hu Jintao (1942.12.25～)国家主席が始めて出席し、反テロ協調や国連重視をうたった共同声明に署名し、SCOの国際法的正当性を承認した。又、ウズベキスタンを除く5カ国は反テロ合同軍事演習の実施に関する覚書に署名した(実際の反テロ多国間合同軍事演習はこの年の8月6日から12日まで実施された。コードネームは「連合-2003」)。
 - 13 2003.9.23・・・SCO第2回首相会議が温家宝 Wen Jiaobao (1942.9～)首相を議長として北京で開催され、経済発展が参加国の主要関心事であることで認識が一致し、経済貿易協力やSCOの機能強化を盛り込んだ文書や、域内の貿易・投資環境の改善を定めた“多国間経済貿易綱要”など一連の6文書に署名した。
 - 14 2004.1.15・・・SCOは北京で開催した外相会議終了後に新聞コミュニケを発表し、以後、“オブザーバー”や“対話パートナー”の制度を設けてメンバー拡大の方針を示した。そして北京にSCO事務局を設立し、初代事務局長に張徳広(前駐露大使)を任命した。
 - 15 2004.6.17・・・SCO第4回首脳会議がウズベキスタンの首都タシケントで開催され、中央アジアで活発化している国際テロに対してテロ封じ込めなどを謳ったタシケント宣言を採択し、タシケントに常設の“地域テロ対策機構”を設置することを決定した。
 - 16 2004.9.23・・・SCO第3回首相会議がキルギスの首都ビシュケクで開催され、ウェブサイト“上海協力機構経済協力サイト”が開設された。
 - 17 2005.6.4・・・SCO外相会議がカザフスタンの首都アスタナで開催され、テロや分離主義そして過激主義に対抗するため同機構の機能と結束を強化することで合意した。2004年のモンゴルに続いて、インド、イラン、パキスタンのオブザーバー参加を承認した。
 - 18 2005.7.5・・・SCO第5回首脳会議がカザフスタンの首都アスタナで開催され、域内の安全保障問題を協議し、テロに関する共同声明のほか、駐留米軍の早期撤退を事実上要求する共同宣言を採択した。
 - 19 2005.10.26・・・SCO第4回首相会議がモスクワで開催され、イラン、インド、パキスタンのオブザーバー3カ国からの代表も参加した。この会議で、新しいタイプの国際金融地域協力機関となるSCO銀行連合体が発足した。
 - 20 2006.6.15・・・SCO第6回首脳会議が上海で開催された。SCO創設から5周年、前身の“上海ファイブ”の発足から10周年となる節目の年に開かれた。全加盟国首脳のほか、オブザーバー国のモンゴル、パキスタン、イランから大統領が、インドから石油天然ガス相が出席した。そのほか、域外から、アフガニスタン大統領、独立国家共同体(CIS)執行委員会議長、東南アジア諸国連合(ASEAN)議長が賓客として出席した。イランのアハマドネジャド Mahmoud Ahmadinejad (1956.10.28～)大統領は同会議で演説し、“SCOは世界で影響力を持つ政治組織になった。一部の勢力が他国に不当に干渉する脅威を阻止できる”と述べ、SCOを米国への対抗軸と位置づけ、核問題で自国の立場の強化しようとした。同会議が採択した“5周年宣言”

は“政治体制の違いを内政干渉の口実にはならない・・・中央アジア各国政府の安定維持の努力を支持する”と明記し、暗に、アメリカの中央アジア介入を牽制している。

21 2006.8.31・・・中国とカザフスタンが両国国境付近で反テロ軍事演習（コードネーム“天山1号2006”）

を実施したが、中国は今後もSCO各加盟国との間で反テロ軍事演習を実施する予定で、今回の演習をそのモデル演習と位置づけている。⁽⁵⁾

22 2006.11.22・・・SCO第2回緊急事態担当相会議が北京で開催される。

（注）

- (1) この協定では、国境地区ではお互いに侵入せず、相手方に対する軍事演習を実施せず、軍事演習の状況を相互に通知し、軍事演習に当たり相互にオブザーバーを派遣し、危険な軍事行動を防ぎ、国境地区の国境防衛部隊の友好的往来を約束している。Cf. 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂刊2005,p.446～7.
- (2) “翌2000年にウズベキスタンが上海サミットにオブザーバーとして加わったことは、上海サミットの目的が国境画定から「反テロ」に重点を移したことを示すものであった。ウズベキスタンは中国とは国境を接していないが、1999年5月にタシュケントで大統領暗殺未遂事件が起きており、ウズベキスタン政府はイスラム過激派に対する危機意識を一層強めていた時期であった。ウズベキスタンの上海サミットへの関心は「反テロ」のための地域協力にあった”とは清水学（上智大学講師）の見解である（<http://homewww.osaka-gaidai.ac.jp/~c-forum/symposium/0611shimizu.htm>）。
- (3) 同憲章が制定された国際政治的背景について、以下の叙述が適切に本質を言い当てている：“各国は、3つの勢力（テロリスト、独立運動、イスラム原理主義）、具体的には新疆の東トルキスタン独立運動、チェチェン抵抗勢力、ウズベキスタン国内イスラム原理主義勢力を抑え込むことで利害が一致しています。今回のペテルブルグにおける上海協力機構首脳会議では、＜上海協力機構憲章＞が制定され、また、キルギスに地域反テロ機構総本部を設置することを採択しました。今後、反テロの総合軍事演習も計画されていますが、6カ国で世界の人口の4分の1、面積の5分の1を占めるこの巨大な機構は、アメリカの一極支配に対して、今後、徐々にその存在感を増していくことでしょう。”（<http://www.chinavi.jp/koramu38.html>）ここには、国内の反政府組織の活動に悩みつつ、対外的にアメリカの一極支配に対抗していかざ

るを得ないSCO加盟各国共通の課題が浮かび上がっている。

- (4) 上海協力機構憲章の中国語正文については次のウェブサイトから取得できる。（http://news.xinhuanet.com/newscenter/2002-06/08/content_430577.htm）SCO憲章（2002.6.7）によれば、各加盟国は一般国際法の諸原則（武力不行使・主権平等・善隣友好）を尊重遵守して行動し、同憲章に掲げられたSCOの理念と任務：（1）加盟国間の相互信頼や善隣友好の促進（2）協力分野の拡大による地域の平和や安全、安定の確保、そして民主的で公正かつ合理的な国際政治経済の新秩序の構築（3）あらゆるテロ、民族分裂活動、過激派の活動への反対、違法薬物や武器の売買、国際犯罪組織の活動や違法な移民の取締り（4）政治、経済貿易、国防、法の執行、環境保護、文化、科学技術、教育、エネルギー、交通、金融融資、その他、ともに関心を寄せる分野での有効な地域協力の奨励を遂行することを約束している。人民日報のインターネット版『人民网』が判り易い紹介記事を載せている。
- (5) <http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/world/china/17202/> なお、本文の時系列による説明については、『世界週報』の該当期間の記事、特に巻末の“World News”や『News Week』、『世界年鑑 World Yearbook 2006』のほか、以下のウェブサイトを参考にした。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%8A%E6%B5%B7%E5%8D%94%E5%8A%9B%E6%A9%9F%E6%A7%8B>
<http://www.h3.dion.ne.jp/~asiaway/special/sp-news/nwh01-6a.htm>
<http://www.kobe-np.co.jp/shasetsu/0000053578.shtml>
<http://wcm.fmprc.gov.cn/ce/cgsap/jpn/xwtd/t255689.htm>
<http://musume80.exblog.jp/1935345/>
<http://www.kyoiku-shuppan.co.jp/kousha/wadai.pdf/wadai22.pdf>

【II】国際機構としての構造

SCOの国際機構としての構造を見ておこう。国際機構は一般的に加盟国全ての代表で構成する意思決定機関としての総会と総会での決定事項を執行する理事会、そして当該国際機構の管轄事項について調査・研究したり資料を収集したり総会・理事会の会議の準備をしたりする事務局の3つの機関が論理的に必須といわれている。⁽⁶⁾ SCOについてまず注目されるのは、大使会議又は総会といわれる会議が存在せず、元首を含めて閣僚以上の国家機関が参加す

る国際会議が重層的に制度化されていることである。即ち、元首会議、首相会議、外相会議、各省庁指導者会議、国家調整官理事会が制度化され、随時開催されている。⁽⁷⁾ これら各級会議のうち、外相会議は元首会議の議題調整をその任務に含めている（上海協力機構憲章§7）。ここから分るように、SCOは国連（安保理）のような拘束力ある決定を行なう国際機構ではなく、緩やかな連合体であって、いわばアメリカの一極支配への対立軸として設立されたアジア版「欧州連合」であるといえよう。

国際機構論では、事務局は本部とも言われる。SCOの

事務局は2004年1月15日に北京に設置され、初代事務局長 Executive Secretary に張徳広が就任した。彼の下に3名の事務局長代理 Deputy Executive Secretary と事務局長補佐 Assistant to Executive Secretary が措かれている。3名の事務局長代理はそれぞれ政治局と経済局と管理法務局を管轄し、1名の事務局長補佐は報道・広報局を担当している。

- ① 政治局の管轄事項は、元首会議 The Council of Heads of States, 外相会議 The Council of Ministers of Foreign Affairs, 地域反テロ機構及び“ビシュケク集団” Regional Anti - Terrorist structure and “the Bishkek group”, 国防相会議 Meeting of Heads of Ministries of Defense and force departments, 国家調整官理事会 Council of National Coordinators, 加盟国及び開催国代表との連絡 Contacts with representatives of member - states and the host state, 外部機関及び諸国家との連絡 Contacts with other organizations and countries の7分野に亘っている。
- ② 経済局の管轄事項は、政府首長（首相）会議 The Council of Heads of Governments (Prime Ministers), 経済及び人道分野の各省指導者会議 Meeting of Heads of Ministries and / or Departments on economic and humanitarian directions, 加盟国の学界及び実業界との連絡 Contacts with scientific and business circles of member - states の3分野に亘っている。
- ③ 管理法務局の管轄事項は法律問題 Legal matters, 寄託及び要員問題 depositary, personnel matters, 財政及び機構予算問題 Matters of financing and SCO budget, 事務局会計支出項目 Accounts and cash departments of the Secretariat, 監査室 Chancellery, 事務局の経済的維持 Economic maintenance of the Secretariat の6分野に亘っている。
- ④ 報道・広報局はマス＝メディア対策（報道官） Work with Mass - Media (Press Secretary), 上海協力機構ウェブサイト作成 SCO Website, ニューズレター発信 Preparation of SCO newsletters, 通訳 Translators の4分野に亘っている。

以上の事務局の構成は、国連をはじめとする政府間国際機構の事務局と同様、職務の能率を第1に考えた編成になっており、そのことについては異論は出ないものと思われる。⁽⁸⁾

SCOの国際機構としての第1の構造的特徴は政治局管轄下の各級会議の序列化 hierarchy にある。即ち、元首会議 The Council of Heads of States の下に、政府首長（首相）会議 The Council of Heads of Governments (Prime

Ministers) が措かれ、更にその下に9つの各省庁指導者会議（国境問題指導者会議・検事総長会議・法相会議・国防相会議・外相会議・経済相会議・運輸相会議・文化相会議・緊急事態担当相会議）を服属させているのである。又、国家調整官理事会 The Council of National Coordinators of SCO member - states は外相会議の管轄下に措かれている。国際機構法の特徴として内部法規の序列化がとくに指摘されているが、⁽⁹⁾ SCOの各級会議の序列化はまさにその前衛的で顕著な1例であるといつてよく、国際法又は国際合意によって加盟国の国内統治機構・統治法制一般に亘り内容および形式面での1元的統一（＝序列化 hierarchy）を試みた最初の事例として注目される。

SCOの国際機構としての第2の構造的特徴は、加盟国代表と協働する常設機関としての本部（在上海）のほかに地域反テロ機構 The SCO Regional Anti - Terrorist Structure（本部：Tashkent タシュケント）が2004年6月17日のタシュケント宣言によって設置されたことである。⁽¹⁰⁾ この事実はこの機構が域内の地域テロ対策を基本目的として設置されたことを意味している。実はこれより前の2001年6月15日の上海協力機構設立宣言で機構設立目的について“テロ、分裂主義、過激主義活動”である旨が宣言され、更にキルギスに地域反テロ機構総本部を設置することが明記されていたのであって、これらの不安定要因に対する共同対処が機構本来の目的であったことが分かる。⁽¹¹⁾ 随って、事務局とタシュケントの地域反テロ機構はSCOの機構内の常設機関としての地位を占めていることになる。

SCOの国際機構としての第3の構造的特徴は、変動する国際政治経済環境への適合性・可変性・柔軟性にある。反テロ共同対処を目的として発足したSCOは、2003年9月23日、北京での第2回首相会議の共同コミュニケで、“貿易と投資の利便化を図ることが現段階での上海協力機構の主要任務”であることを表明し、経済協力に活動の重点を移した。その最大の成果が、2005年10月26日のSCO第4回首相会議で設立されたSCO銀行連合体である。同銀行連合体設立協定はSCO加盟6カ国とパキスタン、イラン、インド、モンゴルの10カ国指導者によって署名された。このSCO銀行連合体の提案者であり、中国側代表として設立協定に署名し、同連合体の初代会長にも選任された中国開発銀行の陳元総裁によれば、この機構は従前のような財政支援や贈与による協力形態を金融協力に替え、各国政府の発展目標を共同で実現するため銀行同士の信用情報の交換や決済機能の円滑化を実現することを目的としている。同機構の設立は、中国が開発金融を通じて周辺国に対する影響力を拡張する上で重要

な第1歩になると思われる。⁽¹²⁾

(注)

- (6) “今日の国際組織は、いずれも複合的な有機的構造を持った組織である。いずれも、単なる事務的情報的活動をするだけでなく、それぞれの目的任務について実質的な権能を持ちそれを行使する。従来の単細胞的な国際組織としての国際事務局は、今日の国際組織では、いずれも、普通には事務局といわれるその一機関になっている。しかも、この機関は、それぞれの国際組織で最も下部の地位を占めている。それぞれの国際組織で実質的な権能を掌握しそれを行使するのは、原則として加盟国の代表からなる別の機関である。それは、もっとも普通には総会と呼ばれる全加盟国の代表からなる機関である。その他に、普通には理事会と呼ばれる一部の加盟国の代表からなる機関がある。最後の点は、加盟国の限定された地域的国際組織の場合には少し違ってくる” 高野雄一『国際組織法〔新版〕』有斐閣刊, 1975, pp. 549 ~ 550. SCOの場合、事務局長の管轄下に総会と理事会が結合した形で、元首会議以下の各級指導者会議が設置されているのが、構造上の突出した特徴である。Cf. 横田洋三編『国際組織法』有斐閣刊, 1999. P. Taylor & A. J. R. Groom ed., International Organisation: A Conceptual Approach, Frances Pinter, 1978.
- (7) 巻末【参考図表 II】参照。
- (8) 巻末【参考図表 III】参照。
- (9) “第1に注目すべきことであるが、国際機構内部の法規の《序列化》が進んでいることに驚かされる。なぜなら、国際機構は組織化された国際協力の枠組みを構築しているからである。更に、規範の序列化は、非組織的な《一般》国際法以上に進行している。しかし、この規範の序列化は国内法の序列化に比べれば、正確さと厳格さの点で劣る — それ以上とはいわないが — と云える。他方、この序列化が更に注目されるのが、特に制裁の場合であって、序列化が不完全なまま適用される点である。国内法では、いずれの序列の規範でも違反すれば、原則として、司法的な制裁がある。国際機構法ではこの論理はほとんど通用しない。この序列化は、云ってみれば、似て非なる2つの命題の形で分析することができる：国際機構設立条約の優位性と派生法規の従属性がそれである” Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e EDITION), Pedone, 2004, pp. 94 ~ 95.

(10) <http://www.sectsco.org/html/00119.html>

(11) “では具体的に、中央アジアにおいて同機構はどのような意味を持つのかを検証していきたいと考える。まずは何故、中央アジア諸国は共同してイスラム原理主義に対処しなければならないのか。理由の一つはこれらの諸国が旧ソ連より独立した際の様々な事情である。例えばその一つが旧ソ連より引き継いだ複雑に入りくんだ国境線であるが、本来別々の国家として機能するには引かれておらず、場所によっては村の中心部を国境線が走っているなどということが多々ある。また新しく出来た国境線の管理もゆきとどいておらず、先日まで容易に往来していた地域間を、独立したとはいえ急に国境の名の基に往来を制限すれば、経済的にもその他の理由でも無用の混乱を起こすという、特殊な事情がある。また中央アジア諸国は、共に民族の母体がトルキスタン系民族に由来しており（タジクのみペルシャ系）、言語的にも各言語間の相違は日本の方言程度であり、イスラムを信仰している点やそのイスラム信仰が旧ソ連統治下で否定されたなどの同じ経験を持っている事など、同地域が独立後もなお共同生活圏を保持していると言える。そのような事情ゆえ、同地域内では国民の移動交流も盛んなため、国際的なテロリズムやアフガニスタンから流入するイスラム原理主義には共同で対処せざるを得ないという事情が存在するのである。また各国個別にも事情があり、例えば小国のキルギスタンやタジキスタンは、その国力や人口及び経済規模にゆえ、国内に大規模な軍隊や警察力を保持することがもともと困難であり、もし大規模な組織や国家の裏支援を背景に持つテロリスト集団などの侵入を許せば、前出の国境線との兼ね合いもからみ、問題への対処が困難であることは容易に想像ができる。例えば数年前にキルギスで発生した日本人誘拐事件はその一例である。ゆえにこれらの問題を未然に防ぐためにも、隣国との共同対処は不可欠であり、同じく国内にイスラム原理主義の飛び火を恐れる大国の中国・ロシアと行動を共にすることは重要である。また、中国・ロシアにとっても、自国内の原理主義は中央アジアを媒介として侵入してくるがゆえに、この地域の国家を積極的に支援して、原理主義の動向を探ることは重要なこととなる。ここに、上海協力機構の設立の意味がもたらされる”

<http://www.h3.dion.ne.jp/~asiaway/special/sp-news/nwh01-6a.htm>

(12) <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/jmhzt/223044.htm>

【III】上海協力機構憲章の邦訳（私訳）

2001年6月15日の上海協力機構設立宣言によって国際法上の権利能力を取得した同機構は未だ不完全な国際法主体であったが、翌2002年6月7日にサンクト＝ペテルブルクで署名された上海協力機構憲章によって国際法上の行為能力をも付与され（§ 15）、自らの名で国際法律行為を遂行しうる地位を取得した。SCOは、国連憲章第8章

（§ § 52 ~ 54）に云う“地域的機関 regional agencies”として国際法的合法性を取得したのである。SCO憲章の正文は中国語とロシア語であり（§ 26）、他言語使用者のために翻訳が必要である。そこで、以下、邦訳を試みておきたい。

上海協力機構憲章

上海協力機構（以下，“本機構”又は単に“機構”と略称する）を創設する国家 — ハザクスタン共和国，中華人民共和国，キルギス共和国，ロシア連邦，タジキスタン共和国及びウズベキスタン共和国 — は各国人民の歴史で形成された連携に基づいて；

更に全面的協力を深化させ；

政治的多極化と経済と情報のグローバル化の展開の下で，共同で平和の維持と地域の安全と安定の創出に努力し；

本機構の設立によって新たな挑戦と脅威に対応する更に有効な機会が生まれることを固く信じて；

本機構の枠内での活動が各国及び各国人民の善隣と団結と協力の巨大な潜在的支援を受けるであろうことを認め；

6カ国元首上海会議（2001年）で確認された“相互信頼，互惠，平等，協議，異文化理解，共存共栄”の精神を想起し；

特に，1996年4月26日に署名された《中華人民共和国，ロシア連邦，ハザクスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国の国境地帯での軍事分野の信頼醸成措置協定》と1997年4月24日に署名された《中華人民共和国，ロシア連邦，ハザクスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国の国境地帯軍事力相互削減協定》及びハザクスタン共和国，中華人民共和国，キルギス共和国，ロシア連邦，タジキスタン共和国そしてウズベキスタン共和国間での1998年から2001年までのサミットで署名された諸文書の原則を遵守して，地域及び世界の平和と安全そして安定を維持するために偉大な貢献を果たしたことを指摘し；

《国連憲章》の趣旨と原則，その他，国際平和及び安全の維持や国家間の善隣友好関係と協力に関する公認の国際法原則と諸規則を遵守し；

2001年6月15日の《上海協力機構成立宣言》の各規定を遵守し；

以下のように協定する：

§ 1

趣旨と任務

本機構の基本的趣旨及び任務は以下のとおり：

- 加盟国間の相互信頼と善隣友好の強化；
- 各分野の協力を進め，地域の平和と安全と安定を維持し，民主的で公正且つ合理的な国際政治経済秩序の建設を推進すること；

- 一切の形態のテロ行為，分裂主義そして過激主義の共同取締，そして薬物・武器の違法売買その他国際犯罪活動更には違法移民の取締；
- 政治・経済・貿易・国防・法執行・環境保護・文化・科学技術・教育・エネルギー・交通・金融借款その他共通の関心事項を発展させるための有効な分野での協力の促進；
- 平等対等の関係を基礎として，連帯的行動を通じて，地域経済・社会・文化の全面的で均衡の取れた発展を促進して，各加盟国人民の生活水準を不断に向上させ生活条件を改善すること；
- 世界経済に参加する過程で協調を図ること；
- 加盟国の国際義務や国内法に基づき，人権及び基本的自由の保障を促進すること；
- 第3国及び他の国際機構との関係を保持し発展させること；
- 平和的解決を妨げる国際紛争の相互協力
- 21世紀に出現する問題に対する解決方法の共同探究

§ 2

原則

本機構の加盟国は以下の原則を堅持する：

- 国家主権，独立，領土保全及び国境不可侵，不侵略，内政不干渉を相互に尊重し，国際関係において武力を使用せず，また，武力による威嚇を行わず，隣接地域において一方的な軍事的優位を追求しないこと；
- すべての加盟国は一律に平等であって，いずれの加盟国の意見も相互に理解し尊重することを基本として合意の達成に努めること；
- 利害が一致する分野で漸進的に連携行動をとること；
- 加盟国間の紛争を平和的に解決すること；
- 本機構が第3国や他の国際機構と対立しないこと；
- 本機構の利益に反するいかなる違法行為も行わないこと；
- 本憲章及び本機構内で採択されたその他の文書で引き受けた義務を誠実に履行すること。

§ 3

協力方針

本機構内の協力の基本方針は以下のとおりである：

- 地域の平和を維持し，地域の安全と信頼を強化すること；
- 国際機構や国際関係を含めて共通の国際関心事項について統一的理解を実現すること；

- テロや分裂主義そして過激主義に共同で対処し、薬物や武器の違法売買や国際犯罪活動そして違法移民の取締のために採るべき措置を考慮し執行すること；
- 軍縮及び軍備管理問題について協調を進めること；
- あらゆる形態の地域経済協力を支持・奨励し、貿易と投資の簡易化を推進し、商品と資本とサービスと技術の自由流通の漸進的実現を図ること；
- 交通運輸分野での現有社会資本を有効利用し、加盟国間の往来能力を完成させ、エネルギー体系を発展させること；
- 地域の水資源利用を含めて自然資源の合理的利用を保障し、自然の共同保護の専門的計画と施策を実施すること；
- 相互に援助を提供して自然と人類の緊急事態を予防し、合わせてその後遺症を消去すること；
- 本機構内での協力を強化し、相互に司法情報を交換すること；
- 科学技術、教育、衛生、文化、体育及び観光分野の相互協力を拡大すること；
- 本機構加盟国が相互に協議を重ねて協力分野を拡大すること。

§ 4

機関

- ① 本憲章の趣旨と任務を達成するためにこの機構に以下の機関を置く：
 - 国家元首会議
 - 政府首脳（首相）会議
 - 外相会議
 - 政府各省庁指導者会議
 - 国家調整官理事会
 - 地域反テロ機構事務局
- ② 地域反テロ機構を除いて、本機構の各機関の職能と活動過程は加盟国元首会議によって承認された規則によって決定される。
- ③ 加盟国元首会議はその決定によって、本機構のその他の機関を設置することができる。本憲章の議定書を追加制定する形式で新機関を設置することができる。当該議定書の発効手続は本憲章 § 21 が定める発効手続に準ずる。

§ 5

国家元首会議

国家元首会議は本機構の最高機関である。⁽¹³⁾ この会議

は本機構の活動の優先分野と基本方針を確定し、その内部構成と作用を決定するが、第3国及び他の国際機構との相互協調の原則の問題は、緊急に調査されるべき問題である。

元首会議の定例会合は毎年1回開催される。定例会主催国の国家元首が元首会議の議長を務める。定例会開催地は、慣例に照らして本機構加盟国国名に基づきロシア文字のアルファベット順に決定される。

§ 6

政府首脳（首相）会議

政府首脳（首相）会議は、機構の予算を採択し、機構内で発生する具体的問題、とりわけ、経済分野の相互協調の主要問題を審議し決定する。

政府首脳（首相）会議の定例会は毎年1回開催する。定例会開催国の政府首脳（首相）は会議の議長を務める。

定例会の開催地は加盟国首脳（首相）によって事前に協議される。

§ 7

外相会議

外相会議は機構が直面する活動問題を審議し、国家元首会議を準備し、機構内の国際問題につき交渉を進める。必要があれば、外相会議は本機構の名で声明を発表する。

外相会議は慣例に従って国家元首会議の1ヶ月前に開催する。特別に外相会議を招集するには、少なくとも加盟国2カ国の提案によって、その他すべての加盟国の外相の同意を得なければならない。定例会及び特別会の開催地は相互の協議を経て決定する。

国家元首会議定例会開催国の外相が外相会議議長となる。その任期は前回の国家元首会議定例会終了日から起算し、次の国家元首会議定例会開始日で終了する。

会議議事規則に基づき、外相会議議長は対外的にこの機構を代表する。

§ 8

各部門指導者会議

国家元首会議及び政府首脳（首相）会議の決定に基づき、加盟国の省庁の指導者は定期的に会議を招集し、本機構内で発生する関連分野相互間の協調の具体的問題を審議する。

会議開催国の関係部門の指導者は会議の議長となる。会議の開催地と日時は事前に協議して決める。

会議の準備と開催のために、各加盟国の事前の調整を経て、常設または臨時の専門家作業小委員会を設置できる。政府省庁指導者会議が確定した作業手順に従って、

職務を遂行する。専門家小委員会は各加盟国の省庁の代表者で構成される。

§ 9

国家調整官理事会

国家調整官理事会は本機構の日常活動の調整・管理機関である。理事会は、元首会議、政府首脳（首相）会議そして外相会議のために必要な準備を行う。国家調整官は各加盟国によって各自の国内規則と手続に従って任命される。

理事会は少なくとも毎年3回開催される。国家元首会議定例会を主催する加盟国の国家調整官は、会議の議長を務める。その任期は、前回の国家元首会議定例会終了の日から起算し次回の国家元首会議定例会開始の日で終わる。

国家調整官理事会服務規則に従い、外相会議議長の委託を受け、国家調整官理事会議長は対外的にこの機構を代表する。

§ 10

地域反テロ機構

2001年6月15日に署名された《テロリズム、分裂主義及び過激主義を取り締まるための上海条約》参加国の地域反テロ機構は本機構の常設機関⁽¹⁴⁾であり、キルギス共和国のビシュケクに置かれる。

当該機構の基本任務と職能・成立・経費原則及び活動規則は、加盟国によって署名された単独の国際条約と当該機構が採択した必要文書によって定められる。

§ 11

事務局

事務局は本機構の常設の行政機関⁽¹⁵⁾である。それは、本機構内で活動を展開する機構の事務を引き受け、その活動を保障し、機構の年度予算案を提案する。

事務局は事務局長が指揮する。事務局長は外相会議の推薦に基づいて元首会議によって承認される。

事務局長は加盟国国名の頭文字のロシア文字のアルファベット順で各加盟国の国民の中から就任し、3年の任期で再任はできない。

副事務局長は国家調整官理事会の推薦に基づき外相会議で承認される。すでに事務局長を選任された国家は副事務局長を任命されない。

事務局職員は決まった報酬を受け、雇用主たる加盟国の国民が執務する。

公務の執行に当たり、事務局長、副事務局長その他の職員はいかなる加盟国及び（又は）政府、組織あるいは

個人からも指示を受け、あるいは指示を求めてはならない。彼らは、この機構に対してのみ責任を負う国際公務員たる地位に影響を及ぼす恐れのあるいかなる行動も回避しなければならない。

加盟国は事務局長、副事務局長、その他職員の職責の国際性を尊重し、彼らの公務執行に当たり、これに影響を及ぼしてはならない。

本機構の事務局は北京市（中華人民共和国）に置かれる。

§ 12

経費

本機構は自己の予算を持ち、加盟国間の専門的協定に基づいて確定し執行する。当該協定によって各加盟国は分担原則に基づいて機構の年度会費の分担比率を定める。

前記協定に基づき、予算は本機構の常設機関の活動に支出する。加盟国は、自国代表と専門家が機構の活動に参加する費用を自ら負担する。

§ 13

加盟

本機構は加盟承認にあたり、本憲章の趣旨及び原則、更に本機構内で採択されたその他の国際条約や文書が定めるこの地域の他の国家が開放政策を推進することを尊重し、当該国を加盟国として受け入れる。

本機構の新規加盟問題の解決は、新規申請国が在任中の外相会議議長に提出した正式の申請書に基づく外相会議の推薦報告にしたがって、元首会議の議によって行う。

もし加盟国が本憲章の規定に違反し、又は、本機構内で署名された国際条約その他の文書で負担した義務に繰り返し違反するならば、外相会議の報告書の決定に基づき、元首会議によって当該加盟国の資格を停止する。もし当該国が自己の義務に継続して違反するならば、国家元首会議は本機構からの除名を決定することができ、その除名の日付は国家元首会議が自ら決定する。

加盟国はすべて本機構から脱退する権利を有する。本憲章からの脱退に関する正式の通知は、少なくとも12ヶ月前に本憲章寄託国に提出しなければならない。本憲章及び本機構内で採択されたその他の文書に参加していた期間に履行すべき義務については、当該義務の履行を完了するまでの関係国の関係についても同じである。

§ 14

他の諸国家及び国際機構との相互関係

本機構は他の国家や国際機構との間で協力分野を含めて、協調と対話の関係を築くことができる。

本機構は希望する国家又は国際機構に対して対話パー

トナー又はオブザーバーの地位を提供することができる。当該地位を提供するための規則及び手続は加盟国間の専門協定によって定める。

本憲章は各加盟国が参加する他の国際条約が定める権利・義務に影響を及ぼさない。

§ 15

国際人格

本機構は国際法主体として、国際人格を享有する。各加盟国領域において、その趣旨及び任務を実現するのに必要な法律行為能力を本機構は有する。

本機構は法人として以下の権限を有する：

- 条約への署名
- 動産及び不動産の取得と処分
- 原告となりまた被告として訴えられること
- 支払い又は貸付のための金融事業

§ 16

決議採択手続

本機構の各機関の決議は、投票を行わないコンセンサス方式で採択する。もし審議の過程でいずれの加盟国も反対しないとき（全会一致）、決議は採択されたものとみなす。加盟国の資格停止又は機構からの除名決議を除いて、決議案は“関係加盟国の1票を除いた全会一致”の原則で採択される。

いかなる加盟国も決議を採択する際に自国の方針について、及び（又は）具体的問題について自らの見解を表明することができる。しかし全体としての決議の採択は妨げられない。前記の見解は議事録に記載される。

もしも加盟国の1カ国又は数カ国が他の加盟国が希望する協力分野での実績に不満足であるならば、それらの加盟国は後者の加盟国の協力分野に参加する必要はない。同時に、将来、当該協力分野に参入することも妨げられない。

§ 17

執行決議

本機構の各機関の決議は各加盟国によってその国内法の定める手続に基づいて執行される。

各加盟国が本憲章と本機構内の他の現行条約や各機関の決議の成果として負う義務は、本機構の各機関によってその権限に従って履行される。

§ 18

常駐代表

加盟国は、本国の国内法規が定める手続に従って、機

構事務局へ派遣する常駐代表を任命する。その代表は加盟国の駐北京大使館の外交職員に編入される。

§ 19

特権と免除

本機構及びその職員はすべての加盟国領域内において本機構の職務を遂行し目的を実現するために必要な特権と免除とを共有する。

本機構及びその職員の特権及び免除の範囲は単独の国際条約によって定める。

§ 20

言語

本機構の公式の職務言語は中国語とロシア語である。

§ 21

有効期間と発効

本憲章の有効期間は無期限である。

本憲章はすべての署名国が批准し、更に、第4番目の批准書が寄託国に交付された日から起算して30日後に発効する。

本憲章に署名しその後批准した国家については、本憲章はその批准書が寄託国に寄託された日に発効する。

本憲章発効後、本憲章はすべての国家の加入のために開放される。

加入を申請する国家については、本憲章は寄託国がその加入書を受領した日から起算して30日後に発効する。

§ 22

紛争の解決

本憲章の解釈及び適用上の争いが生じたとき、加盟国による交渉と協議を通じて解決する。

§ 23

改正と補充

加盟国相互の協議を通じて本憲章を改正し補充することができる。国家元首会議は、改正及び補充に関する決定を本憲章と不可分の一体をなす議定書の方式で定め、その発効手続は本憲章§21に定める手続を準用する。

§ 24

留保

およそ本機構の趣旨、目的及び任務と抵触するか、本機構のいずれかの機関の職務遂行を阻害する効果を有する留保は認めない。およそ本機構の3分の2の加盟国が反対する場合、当該留保は抵触性又は阻害性を有し留保

としての効力を有しないと看做されなければならない。

§ 25

寄託国

本憲章の寄託国は中華人民共和国である。

§ 26

登録

本憲章は《国連憲章》§ 102 に基づいて国連事務局に

登録されなければならない。

本憲章は2002年6月7日にサンクトペテルブルクで署名され、正本は中国語とロシア語で作成され、いずれも正文としての効力を有する。

本憲章の正本は、寄託国により保管され、副本がすべての署名国に交付される。

以上。

(注)

- (13) 国家元首会議がSCOの最高機関であるというのは、人間の頭脳又は心臓にたとえられるほどの重要な機関であって、もしこの機関が活動を停止したらSCOそのものが存続し得ないほどの機関である。最高機関の考え方は大陸法に由来するという。Cf. 小林直樹『憲法講義 下』東京大学出版会、1975, esp. pp. 545 ~ 550.
- (14)(15) 常設機関とは日常的に且つ継続的に活動する機関であって、元首会議や外相会議などのように定期的に又は不定期的に活動する機関は含めない。後者は機関といえるとしても、organ, agencyではなくinstitution, establishmentである。Cf. Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e edition), Pedone, 2004, p. 29. “国際機構の創設プロセスは19世紀末から始まったとしても、第2次大戦後に大きく加速した。その現象は地域のレベルでも普遍的レベルでも拡大した。例えば、国連の16の《専門機関》は、普遍的使命の

下に《技術的な》国際関係網を形成している。《地域主義的》動きについていうと、政治的技術的機構の大発生がその特徴である。そのリストを読み上げるだけでうんざりするし、どの機関に入ればいいのかと考へてもうんざりするくらいである。現実には、(普遍的であるか、大陸内的であるか、地域的であるかを問わず)6000以上の政府間国際機構が存在する(一般的には、国際機構年鑑Yearbook of international organizations, 1997/1998を見よ)。これらの機構は国家よりも数が多く、実際に健康問題から人工衛星の打ち上げに到るまで人間活動のあらゆる分野に及んでいる” Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e edition), Pedone, 2004, pp. 28 ~ 29.

- (15) 因みに、“常設の行政機関”のロシア語正文は“ПОСТОЯННО ДЕЙСТВУЮЩИМ АДМИНИСТРАТИВНЫМ ОРГАНОМ”であり、元首会議などの各級会議も“機関ОРГАНОМ”の語が使用され、この条約では、“機関”のロシア語が“ОРГАНОМ”に統一されている。

【IV】結 語

上海協力機構憲章(2002.6.7)は典型的な国際機構設立条約である。同機構を構成する各機関の権限(§§4~11)や加盟国の権利・義務(§§12~13)、他の国際法主体との関係(§14)、同機構の国際法律能力の規定(§15)など、同機構が国際機構として法人格を有する趣旨を遺漏なく明確化している。又、法人には代表機関が設置されるが、国連では慣行上、事務総長がその地位に就いているが、SCOでは国家調整官理事会議長である(§9)ことに注意すべきである。

しかし、その国際機構としての性格は、地域反テロ機構

と事務局は予算支出の対象となる常設機関であるが、元首会議・首相会議・外相会議・各部門指導者会議・国家調整官理事会は制度的機関institution, establishmentである。いわば、ソフトな国際機構であるといえるが、その果たす国際政治・経済への影響や効果には注目させられる。

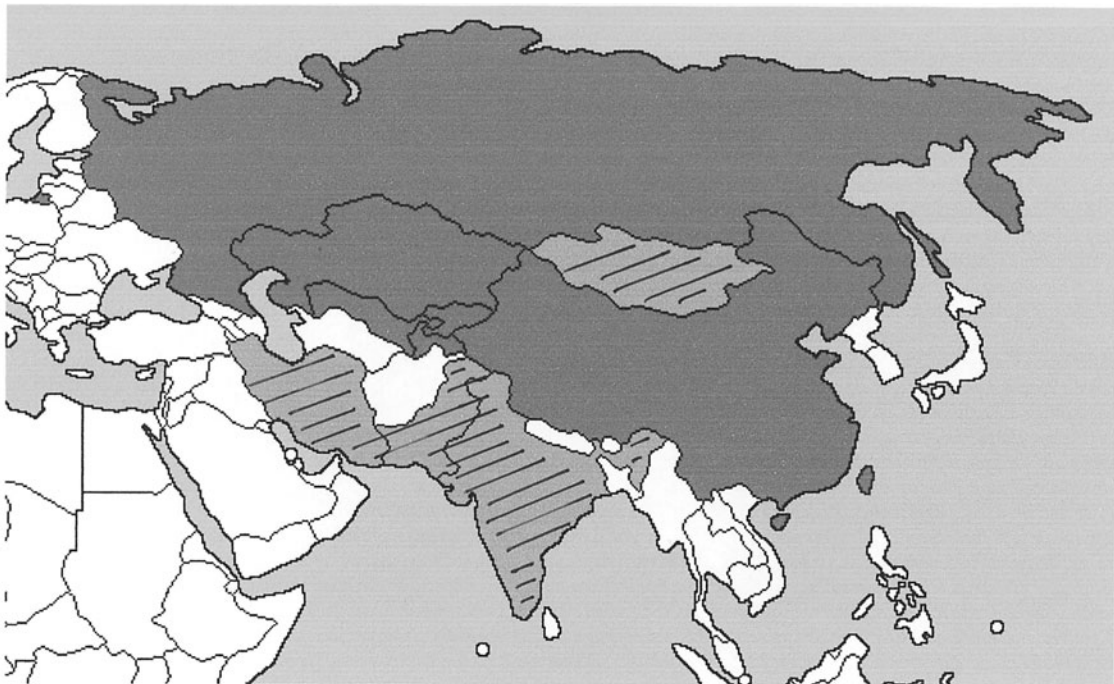
本稿は、上海協力機構の国際法主体性を設立条約の規定に基づいて紹介したのである。同機構憲章の正文が中国語とロシア語であるため、同憲章の全文和訳が日本での国際法研究のために必要であるにもかかわらず、これまでなされてこなかった。本稿が、上海協力機構の研究の一助になれば幸いである。

《References》

1. Thomas Ambrosio, Challenging America's Global Preeminence: Russia's Quest for Multipolarity, Ashgate, 2005.
2. Paul Norman / D. Silverstone, Understanding Contemporary Terrorism and the Global the Global Response, UCL Press, 2007.
3. Rawi Abdelal, Capital Rules: The Construction of Global Finance, Harvard, 2007.
4. Dan Sarooshi (ed.), International Organization and

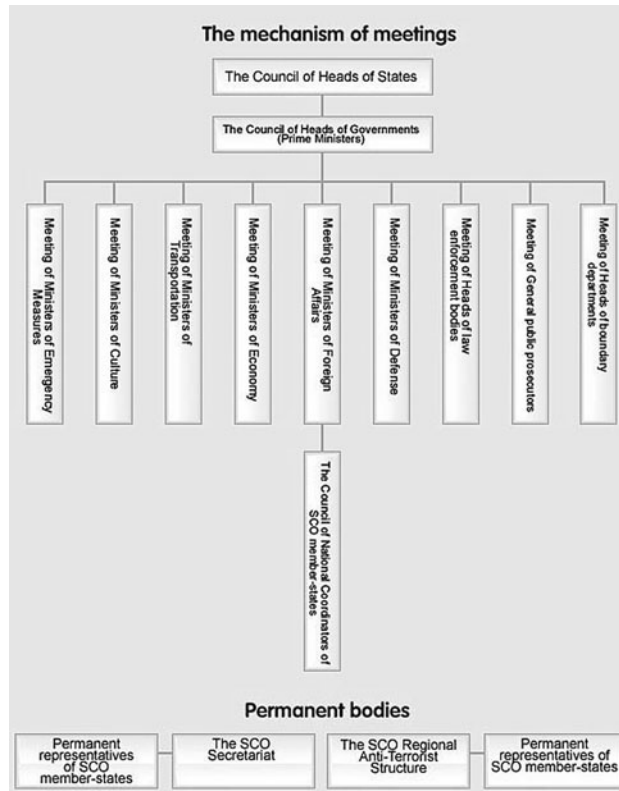
- Their Exercise of Sovereign Powers, Oxford, 2005.
5. JN. Bitter / F. Guerin / D. R-Schwarz / A. C. Seifert, From Confidence Building Towards Cooperative Co-existence, Nomos, 2005/
 6. Ademola Abass, Regional Organizations and the Development of Collective Security, Har, 2004.
 7. Jose E. Alvarez, International Organizations as Law - makers, Oxford, 2005.
 8. H. G. Shermers & N. M. Blokker, International Institutional Law, Nijhoff, 2004.
 9. Douglas Lewis (ed.) , Global Governance and the Quest for Justice, Vol. 1: International and Regional Institutions, Hart, 2004.
 10. Phillip Le Billon (ed.) , The Geopolitics of 'Resource Wars', Frank Cass, 2004.

【参考図表 1 : SOC 加盟国とオブザーバー国 (斜線)】



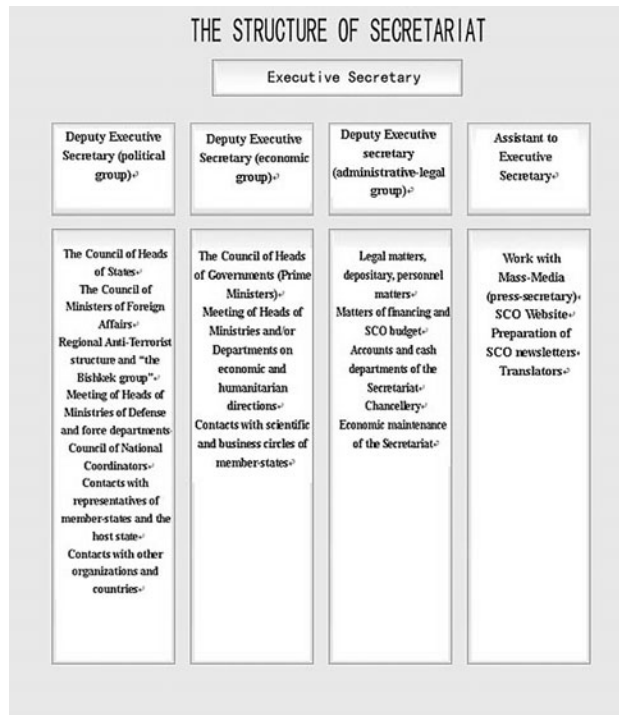
(出典 : http://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/b/b0/SCO_.Map.png)

【参考図表II：SCO組織図】



(出典： <http://www.sectsko.org/html/00027.html>)

【参考図表III：SCO事務局組織図】



(出典： <http://www.sectsko.org/html/00041.html>)